

三豊市告示第 2 7 5 号

令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、エネルギー・食料品価格等における物価高騰等の影響を受けている三豊市（以下「市」という。）の区域内の介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の経済的負担を軽減し、安定的及び継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において臨時的な措置として実施する令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業者)

第 2 条 支援金の支給の対象となる事業者は、令和 7 年 9 月 1 日（以下「基準日」という。）時点において、市の区域内で、別表の対象施設及びサービス業種区分欄に定める施設等を運営し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日において、事業を休止し、又は廃止していない事業者であること。
- (2) 令和 8 年 3 月 3 1 日までに事業を休止し、又は廃止する予定がない事業者であること。
- (3) 支援対象となる施設等の運営費に全額充当することができる事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員が経営に関与している事業者
- (2) 前号に掲げる暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者
- (3) その他市長が適当でないと認める事業者

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、別表の対象施設及びサービス業種区分欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の支援金の額欄に定める額とする。

(支給申請)

第 4 条 支援金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表の区分欄に掲げる業種ごとに令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1事業者につき別表の区分欄に掲げる業種ごとに1回限りとする。

3 第1項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請があった場合で、速やかにその内容を審査し、支援金の支給を決定したときは令和7年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第3号)により、不支給を決定したときは令和7年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条の支給決定の通知を受けた場合で、支給の決定内容等に不服があり、支給申請を取り下げようとするときは、当該支給決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの申出があったときは、当該申請に係る支援金の支給決定を取り消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(支払ができなかった場合の取扱い)

第8条 市長は、第6条の規定による支援金の支払に当たり、申請内容の不備等による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責に帰すべき事由により支援金の支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支援金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号いずれかに該当したときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第11条 市長は、支援金の支給に関し必要と認めるときは、支給決定者に対し報告を求

め、又は実地に調査するものとする。

（関係書類の保存）

第 12 条 支給決定者は、支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の支給を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 13 条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 8 年 5 月 15 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条及び第 10 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第２条―第５条関係）

（単位：円）

区分	対象施設及びサービス業種区分	支援金の額
介護	【訪問系】 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援又は福祉用具貸与・販売	50,000
	【通所系】 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護	100,000
	【入所・入居系】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員50人未満 150,000
		定員50人以上 250,000
障がい	【訪問系】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、計画相談支援又は障害児相談支援若しくは保育所等訪問支援	50,000
	【通所系】 生活介護、就労継続支援Ｂ型又は放課後等デイサービス	100,000
	【入所・入居系】 施設入所支援、共同生活援助、	定員50人未満 150,000

	老人保護措置又は短期入所	定員 5 0 人以上 1 0 0 人未満 2 5 0 , 0 0 0
		定員 1 0 0 人以上 3 5 0 , 0 0 0

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(宛先)三豊市長

申請者 〳

所在地 _____

法人名(事業者名) _____

代表者 職・氏名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

令和7年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書

令和7年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金の支給を受けたいので、令和7年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請(請求)します。

記

- 1 区 分 介護・障がい ※申請書は、区分ごとに作成してください。
- 2 支給申請(請求)額 _____ 円

内訳

事業所名称	施設区分	病床・定員数	申請(請求)額
			円
			円
			円
			円
			円

3 振込先口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名等		支店コード	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ この申請書は、三豊市において支給決定した後は、支給決定日をもって請求日とし、令和7年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金の請求書として取り扱います。

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

法人名（事業者名）

代表者 職・氏名



誓約書

私は、令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金の申請に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。また、虚偽の記載及び不正があった場合は、市の求めに従い速やかに申請を取り下げ、支援金に相当する全額を市が定めた期日までに返還します。

記

- 1 基準日となる令和 7 年 9 月 1 日時点において、市の区域内に介護・障害福祉等サービス事業所を設置し、各サービス等を継続的に実施する事業者です。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日までに事業の休止又は廃止を行う予定はありません。
- 3 支給された支援金は、対象となる施設等の運営費に全額充当します。
- 4 市から調査、報告、是正等の措置の求めがあった場合は、これに応じます。

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金について、下記のとおり支給することに決定したので、令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 区 分	
2 事業所名称	
3 支給決定額	円
4 支給条件	(1) 令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱の規定を遵守すること。 (2) 基準日において、事業の休止又は廃止をしていない事業者であること。 (3) 令和 8 年 3 月 3 1 日までに事業の休止又は廃止を行う予定がないこと。 (4) 支給された支援金は、対象となる事業所の運営費に全額充当すること。 (5) 市からの調査、報告、是正等の措置の求めに応じること。 (6) 支援金に係る書類については、支援金の支給決定の日が属する年度終了後 5 年間保存すること。 (7) 令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱の規定に違反した場合は、支援金の返還に応じること。

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金不支給決定
通知書

年 月 日付で申請のあった令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、令和 7 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱第 5 条の規定により通知します。

記

（不支給理由）